

[検討事項] ■議員の活動原則
□自由な討議の尊重

1. 考え方について

議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 議員相互間の自由討議を重視した運営 | <input type="checkbox"/> 議員間の討議による合意形成 |
| <input type="checkbox"/> 政策立案及び政策提言の推進 | <input type="checkbox"/> 政策討論会の実施（※協議中） |
| <input type="checkbox"/> 委員間の自由討議の保障 | <input type="checkbox"/> 討議の場としての活動（※協議中） |

3. 参考条文、参考事例等

○茅ヶ崎市 第 5 条（議員の活動原則）

議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。

○伊賀市 第 4 条（議員の活動原則）

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

○佐伯市 第 4 条（議員の使命及び活動原則）

議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。

2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

○京丹後市 第 3 条（議員の活動原則）

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。